雇用保険料率 令和8年度（2026年4月1日～2027年3月31日）

雇用保険料は、賃金の総支給額に料率を掛けて計算します。労働者負担を給与から天引きし、事業主負担を会社が負担します。

事業の種類	労働者負担	事業主負担	合計（雇用保険料率）
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	16.5/1,000

事業主負担のうち、雇用保険二事業の率（事業主だけが負担）は一般の事業と農林水産・清酒製造の事業が3.5/1,000、建設の事業が4.5/1,000です。園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

年度ごとの推移（労働者負担／事業主負担／合計、1000分の）

期間	一般の事業	農林水産・清酒製造の事業	建設の事業
令和8年度	5／8.5／13.5	6／9.5／15.5	6／10.5／16.5
令和7年度	5.5／9／14.5	6.5／10／16.5	6.5／11／17.5
令和6年度	6／9.5／15.5	7／10.5／17.5	7／11.5／18.5
令和5年度	6／9.5／15.5	7／10.5／17.5	7／11.5／18.5
令和4年10月～令和5年3月	5／8.5／13.5	6／9.5／15.5	6／10.5／16.5
令和4年4月～9月	3／6.5／9.5	4／7.5／11.5	4／8.5／12.5
令和3年度	3／6／9	4／7／11	4／8／12

天引き額の端数処理

被保険者負担分を賃金から源泉控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭1厘以上の場合は切り上げとなります。

被保険者負担分を被保険者が事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げとなります。

ただし、慣習的な取扱い等の特約がある場合には、この限りではありません。（例：賃金255,940円×5.0/1,000＝1,279.7→1,280円）

出典：厚生労働省「雇用保険料率について」、令和８（2026）年度雇用保険料率のご案内（2026年11月12日確認）